

手続の特徴

それぞれの手続は、こういう事案に向いています。



訴訟手続

法廷を開いて、審理を行い、最終的に判決によって解決を図る手続です。**お互いの言い分が食い違っていて、もう話し合いによって解決することが難しいという場合**に多く使われる手続です。

少額訴訟手続

訴訟手続の一つですが、一般市民の方に、より使いやすい特徴を持たせた手続です。法廷を開くのは原則1回だけで、60万円までのお金の支払いを求める場合に選ぶことができます。

調停手続

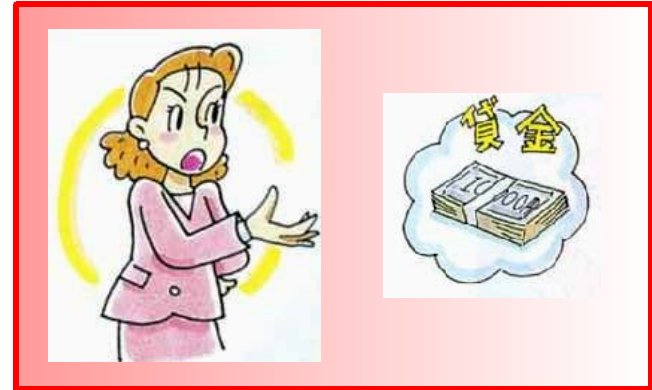
裁判所の調停委員会のあっせんにより、話し合いで解決を図る手続です。**相手との紛争があるにしても、相手が、裁判所の調停の場に出てきてくれるという状況がある場合**に向いている手続です。

支払督促手続

法廷などを開かずに、書類審査だけで行い、最終的に判決と同じ効力を持つ書面を手に入れることができる手続です。**相手が、あなたからの請求額等を全部認めている場合で、早く強制執行手続を行いたいという場合**に向いている手続です。

貸したお金のことでお困りの方へ

簡易裁判所で解決を図る方法があります。



このような方のために、次のような手続があります。

そしょうてつづき しょうかくそしょうてつづき
訴訟手続<少額訴訟手続>

ちょうていてつづき
調停手続

しはらいとくそくてつづき
支払督促手続

それぞれの手続の特徴に応じて選ぶことができます。

※お問い合わせは、お近くの簡易裁判所へ

〒810-8654 福岡市中央区城内1番1号

福岡地方裁判所 TEL 092-781-3141

平成16年10月作成

手続の流れ

* この手続説明はイメージです。実際には細かな手続がありますので、詳細は簡易裁判所の窓口でお尋ねください。

貸したお金を返して！

※お金を貸して返済日がきたのに、全く返してもらえない、一部しか返してくれない。等

トラブルの発生

手続の選択

訴訟手続

訴状の作成，証拠のコピーの提出

期日の指定

双方当事人の呼出

第1回口頭弁論期日（法廷での審理）

判決

和解

調停手続

申立書の作成・提出

期日の指定

双方当事人の呼出

調停期日

調停成立

支払督促手続

支払督促申立書の作成・提出

支払督促発付

仮執行宣言申立書の作成・提出

仮執行宣言付支払督促発付

確定

強制執行手続

**簡易裁判所では、さらに詳しい手続の説明をする窓口を
設けていますので、お近くの簡易裁判所にお尋ねください。**